

⇩ 平成16事務年度相続税調査事績

Q : 国税庁から相続税の調査事績が公表されたそうですか、どのような内容だったのですか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

国税庁はこのほど、平成16事務年度(平成16年7月～平成17年6月)における相続税の調査事績を公表しました。

今回の調査事績は、平成14年分及び平成15年分の申告事案等を中心に、申告額が過少であることが想定されるもの等を対象として調査が実施されたとのことで、概要は次のとおりです。

調査件数は、前事務年度より7.6%増加の13,760件で、申告漏れ件数は前事務年度より6.1%増の11,895件、申告漏れ課税価格は3.7%増の4,003億円と増加しているものの、申告漏れ税額は799億円と前事務年度よりも4.9%減少しています。

申告漏れの相続財産の構成比は、現金・預金等が37.6%で最も高く、次いで土地が20.6%、有価証券15.8%、家屋1.8%となっています。

申告漏れの内容は、現金や公社債を自宅等に隠蔽したり、家族名義にして申告から除外するケースが多く見受けられるほか、海外に持ち出して申告逃れをしていたケースも見受けられたということです。

国税庁では、こうした海外資産の実態を把握するため、専門官を増加して海外資産の調査を行っているとのことです。

